

奈良市公報

号外第8号

平成23年 3月30日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則	
○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
○一般競争入札の実施……………	2
○放置自転車等の保管……………	3
○大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） JR奈良駅南特定土地地区画整理事業の事業計画の変更……………	4
○大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） JR奈良駅南特定土地地区画整理事業の事業計画において定める施行地区等を表示する図書の写しの公衆縦覧……………	4
○放置自転車等の保管……………	4
○放置自転車等の処分……………	5
○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定……………	5
○開発行為に関する工事の完了……………	5
○議会臨時会の招集……………	5
○開発行為に関する工事の完了……………	5
○放置自転車等の保管……………	5
○都市計画地区計画の原案の公衆縦覧……………	6
○一般競争入札の実施……………	6
○放置自転車等の保管（2件）……………	7
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………	7
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	8
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃別記第40号様式（表）中	

止の届出……………	8
○開発行為に関する工事の完了……………	8
○都市計画地区計画の原案の公衆縦覧……………	8
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………	9
○放置自転車等の保管（3件）……………	9
○開発行為に関する工事の完了……………	9
○地縁による団体の認可……………	10
○開発行為に関する工事の完了……………	10
訓 令 甲	
○奈良市法令審査会規程の一部を改正する訓令……………	10
監 査	
○住民監査請求に係る監査結果の公表……………	11
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………	14
公 営 企 業	
○一般競争入札の実施……………	14
農 業 委 員 会	
○定例総会の招集……………	15

規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 1月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第1号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

住 所		方
年1月 1日の住所		方
フリガナ		生 年 月 日
氏 名	①	・ ・
職業又は 勤務先		屋 号 ・ 雅 号
事業所・ 勤務先の 所在地		を

TEL () -

自宅TEL (携帯)	() -
---------------	-------

- 所得のなかった方は、上記のほか世帯の状況と裏面の10の欄に記入してください。
- 市外に居住されている方は、上記のほか裏面の9の欄に記入してください。
- 事業所得、不動産所得のある方は、裏面に収支の内訳を記入してください。

「住所・氏名等

住 所	方	
年1月 1日の住所	方	
フリガナ		生 年 月 日
氏 名	Ⓜ	・ ・
職 業 又 は 勤 務 先		屋 号 ・ 雅 号
事 業 所 ・ 勤 務 先 の 所 在 地	TEL () -	
自宅TEL (携帯)	() -	

に、

「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」を

「給与・公的年金等に係る所得以外（ 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法」に改

める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第40号様式の規定は、平成23年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(平成23年1月27日揭示済)

告 示

奈良市告示第37号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年1月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

東部第2-2地区管路施設工事（大保）9工区ほか19件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格

及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)

- 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
- 平成22年8月31日をもって、入札参加停止期間の軽減となった者は、コンプライアンス遵守の誓約書を入札参加時に提出すること。（未提出者のみ）

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
(電子入札参加に必要な資格)

- (1) 発注番号1については、本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がBに格付されていること。
- (2) 発注番号2については、本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がC-2に格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成23年1月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は契約課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部契約室契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない場合

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年1月20日まで(奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してく

ださい。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年1月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年1月17日から1月20日までの午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成23年1月21日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成23年1月24日から開札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない場合

カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成23年1月17日揭示済)

奈良市告示第38号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年1月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年1月17日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成23年1月17日揭示済)

奈良市告示第39号

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年1月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 土地区画整理事業の名称
大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅南特定土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
奈良市
- 3 施行地区
奈良市大森西町、大森町、大安寺七丁目、三条本町及び西木辻町の各一部

4 事業施行期間

平成13年3月9日から平成28年3月31日まで

5 事務所の所在

- (1) 主たる事務所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所内
- (2) 従たる事務所 奈良市三条本町1番80号
奈良市都市整備部都市計画室
JR奈良駅周辺開発事務所

6 事業計画の決定の年月日

平成13年3月9日

7 事業計画の変更年月日

平成23年1月18日

(平成23年1月18日揭示済)

奈良市告示第40号

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画において定める、施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第10項の規定により、公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成23年1月18日

奈良市長 仲川元庸

1 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

奈良市三条本町1番80号

奈良市都市整備部都市計画室JR奈良駅周辺開発事務所

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(平成23年1月18日揭示済)

奈良市告示第41号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年1月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年1月18日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年1月18日揭示済)

奈良市告示第42号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成23年 1月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成23年 2月 1日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成22年10月 4日、同月 7日から同月 8日まで、同月10日、同月18日から同月19日まで、同月21日から同月22日まで、同月26日及び同月28日
(平成23年 1月18日揭示済)

奈良市告示第43号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年 1月20日

奈良市長 仲川 元庸

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 関西設備	代表取締役 新田桂丈	奈良県奈良市神功五 丁目2-29	平成23年 1月19日

(平成23年 1月20日揭示済)

奈良市告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年 1月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年11月15日 奈良市指令都整開 第10A-23号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年 1月20日 第1245号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市五条町417番地
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市柳本町1880-1

稲田とも

(平成23年 1月20日揭示済)

奈良市告示第45号

次に掲げる事件を付議するため、平成23年 1月28日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集します。

平成23年 1月21日

奈良市長 仲川 元庸
記

- 1 奈良市基本構想について
- 2 奈良市基本計画について
(平成23年 1月21日揭示済)

奈良市告示第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年 1月21日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年12月27日 奈良市指令都整開 第10A-28号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年 1月21日 第1246号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市日笠町335番1、336番1、337番1、338番1、338番4、343番の一部、344番の一部及び347番1の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市長谷町1323
田原南地区営農組合 組合長 中西義信
(平成23年 1月21日揭示済)

奈良市告示第47号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年 1月21日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年 1月21日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年 1月21日揭示済)

奈良市告示第48号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成23年1月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
五条畑二丁目中町地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市五条畑二丁目及び中町の各一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約0.8ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成23年1月25日から同年2月8日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年2月15日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成23年1月24日揭示済)

奈良市告示第49号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年1月24日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	世界遺産都市奈良市のPR事業
業務内容	世界遺産を有する奈良市の魅力を外国人に広くPRし、観光客の誘致につなげるため、市内の建造物、歴史、祭り、灯り、伝統、自然等観光資源を撮影、またはそれらに関する映像資料を収集し、DVDを作成するための撮影データを作成・編集するとともに、新たな観光資源発掘に

	向け、市内の社寺を写真撮影しデータの整理を行う。
委託期間	契約日から平成23年3月31日まで
業務場所	奈良市内
契約形式	委託契約

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
 - (1) 平成22年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (4) 過去5年以内において、地方公共団体・特殊法人・独立行政法人・国の出先機関の発注業務において、本入札と同様のPR映像の作成・編集、DVD作成業務の受託実績（平成17年4月1日から平成22年3月31日の間に完了した業務）を有する事業者であること。
- 3 募集要項等を示す日時及び場所
 - (1) 日時 平成23年1月24日（月）から同月28日（金）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 奈良市観光経済部観光戦略室観光交流課（奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟2階）
- 4 入札参加申請受付の日時及び申請方法
 - (1) 日時 平成23年1月24日（月）から同月28日（金）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 提出方法 直接持参
 - (3) 提出場所 奈良市観光経済部観光戦略室観光交流課（担当：観光振興係）
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟2階
- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札の日時 平成23年2月8日（水）午後1時30分
 - (2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札
 - (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室
- 6 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
 - (4) 入札書に入札金額、業務名の表示又は記名押印を欠く入札
 - (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

- (6) 同一入札について入札者又はその代理人が2名以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は実施要項及び「世界遺産都市奈良市のPR事業仕様書」を熟読のうえ入札すること。
- (2) 入札保証金は免除する。
- (3) 入札の方法は持参入札とする。
- (4) 入札時間に遅れた者は入札に参加できない。
- (5) 入札会場への入場は入札者又は代理人のみとする。
- (6) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。
- (7) 入札者の不正行為、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いときその他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
- (8) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (9) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがある。
- (10) 再度入札を2回行う。
- (11) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。
- (13) 本実施要項に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則による。

<問い合わせ先>

奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市観光経済部観光戦略室観光交流課 観光振興係
 電話 0742-34-5135
 F A X 0742-35-6822

(平成23年1月24日揭示済)

奈良市告示第50号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年1月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年1月22日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年1月24日揭示済)

奈良市告示第51号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年1月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年1月24日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年1月24日揭示済)

奈良市告示第52号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年1月24日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ぼれぼれ奈良公園	奈良県奈良市西笹鉾町13	株式会社ひまわりの会	平成22年11月13日
新	ぼれぼれ四条大路	奈良県奈良市四条大路二丁目860-1	株式会社ひまわりの会	
旧	ぼれぼれ奈良公園Ⅱ	奈良県奈良市西笹鉾町40	株式会社ひまわりの会	平成22年11月13日
新	ぼれぼれ奈良公園	奈良県奈良市西笹鉾町40	株式会社ひまわりの会	

(平成23年1月24日揭示済)		<p>とおりに指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。</p> <p style="text-align: right;">平成23年1月24日 奈良市長 仲川元庸</p>	
<p>奈良市告示第53号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の</p>			
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護春	奈良県奈良市大森西町23-14	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成23年1月1日 平成23年1月1日
合同会社金谷	奈良県奈良市大森西町23-14		
デイサービスかなで家	奈良県奈良市六条西三丁目14-5	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成23年1月1日 平成23年1月1日
有限会社コミュニティサポートかなで	奈良県奈良市六条西三丁目14-4		
(平成23年1月24日揭示済)		<p>2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成23年1月25日 第1247号 公共施設 平成23年1月25日 第553号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市柏木町395番6、397番1、398番1、399番及び400番1</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市柏木町398番地 株式会社ホクシン 代表取締役 平沢昌子 桜井市大字初瀬1592番地の1 株式会社藤井組 代表取締役 藤井康士</p> <p>5 公共施設の種類、位置及び区域 道路 奈良市柏木町395番6、397番1の一部、398番1の一部、399番の一部及び400番1の一部 下水道 奈良市柏木町395番6、397番1の一部、398番1の一部、399番の一部及び400番1の一部 公園 奈良市柏木町399番の一部 調整池 奈良市柏木町399番の一部及び400番1の一部 管路敷 奈良市柏木町400番1の一部</p> <p style="text-align: right;">(平成23年1月25日揭示済)</p>	
<p>奈良市告示第54号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。</p> <p style="text-align: right;">平成23年1月24日 奈良市長 仲川元庸</p>			
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日	
吉田歯科医院	奈良県奈良市学園北二丁目5-1	平成22年12月31日	
岡田歯科医院	奈良県奈良市中辻町1-1-101ローレルコート奈良1階	平成22年12月28日	
(平成23年1月24日揭示済)			
<p>奈良市告示第55号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。</p> <p style="text-align: right;">平成23年1月25日 奈良市長 仲川元庸</p>			
1 許可の年月日及び番号	<p>平成22年2月24日 奈良市指令都整開 第09A-39号</p> <p>平成23年1月13日 奈良市指令都整開 第09A-39-1号</p>		
<p>奈良市告示第56号</p> <p>大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧</p>			

に供します。

平成23年 1月26日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
宝来町地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市宝来町の一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約3.6ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成23年 1月27日から同年 2月10日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年 2月17日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成23年 1月26日揭示済)

奈良市告示第57号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成23年 1月26日

奈良市長 仲川 元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
竹嶋 俊近	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目643番地	整形外科 (肢体不自由)	平成22年12月1日

(平成23年 1月26日揭示済)

奈良市告示第58号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年 1月26日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日

平成23年 1月25日

- 3 移動対象区域

J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年 1月26日揭示済)

奈良市告示第59号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年 1月27日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日

平成23年 1月27日

- 3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年 1月27日揭示済)

奈良市告示第60号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年 1月28日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日

平成23年 1月28日

- 3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年 1月28日揭示済)

奈良市告示第61号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年 1月31日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号

- 平成22年11月25日 奈良市指令都整開 第10A-27号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年1月31日 第1248号
 - 開発区域に含まれる地域
奈良市三条大宮町359番1及び360番1
 - 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊丹市中央5丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役社長 井上 保
(平成23年1月31日揭示済)

奈良市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年1月31日

奈良市長 仲川 元庸

- 名称
富雄川西第二自治会
- 規約に定める目的
会員相互の親睦を深め、地域住民の福祉の向上と、奉仕の精神のもと、各隣組の共通の問題について協議し、その解決に努めることを目的とする。
- 区域
奈良市富雄川西一丁目12番（1号～13号）～20番（4号と6号は除く）と26番及び二丁目19番～24番
- 事務所
奈良市富雄川西一丁目17番19号
- 代表者の氏名及び住所
柴尾 興治
奈良市富雄川西一丁目17番19号
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 代行者の有無
なし
- 規約に定めた解散の事由
地方自治法第260条の20の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。
- 認可年月日
平成23年1月27日
(平成23年1月31日揭示済)

奈良市告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年1月31日

奈良市長 仲川 元庸

- 許可の年月日及び番号
平成22年8月19日 奈良市指令都整開 第10A-16号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年1月31日 第1249号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市須川町868番1、895番4、896番1、902番1及び912番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大森町57番地の3
奈良県農業協同組合 代表理事 理事長 中出篤伸
(平成23年1月31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市法令審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年1月27日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市法令審査会規程の一部を改正する訓令
奈良市法令審査会規程（昭和59年奈良市訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「次の各号」を「弁護士その他法令に関する専門的知識を有する者の中から市長が委嘱した者（以下「専門委員」という。）2人以内及び次」に改め、同項第4号から第6号までを削り、同条に次の1項を加える。

- 専門委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第4条を次のように改める。
(審査)

第4条 条例の制定改廃その他の法令に関する重要な事案（第3項において「条例等事案」という。）の審査は、委員長が審査会の会議を招集して行う。この場合において、専門委員を招集する時間的余裕がないとき、又は委員長が専門委員の招集を要しないと認めるときは、専門委員以外の委員を招集し、審査することができる。

- 前項後段に定めるもののほか、委員長は、規則等の制定改廃に係る事案（前項の規定により審査する事案を除く。第4項において「規則等事案」という。）については、必要に応じて専門委員以外の委員を招集し、審査することができる。
- 第1項の規定にかかわらず、委員長が、条例等事案について、審査会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。この場合において、専門委員については、専門委員の意見を聴くことにより持ち回りによる審査に代えることができる。
- 第2項の規定にかかわらず、委員長が、規則等事案に

ついて、審査会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は審査会の会議に付する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。

附 則

この訓令は、平成23年1月27日から施行する。
(平成23年1月27日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成23年1月27日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 高 杉 美根子
同 松 石 聖 一
奈 監 第 5 号
平成23年1月24日

請 求 人

奈良市左京二丁目2番地の2 3-104

後 藤 恭 平 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 高 杉 美根子
同 松 石 聖 一

住民監査請求の結果について(通知)

平成22年11月30日付けで提出のあった住民監査請求については、同年12月10日付けで受理し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 監査対象部局

奈良市環境清美部環境清美工場

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成22年12月21日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成22年12月21日、環境清美部長、同部環境清美工場長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨(原文のとおり)

1. 奈良市は平成21年10月1日から平成21年11月30日の期限で「4号炉排ガス施設点検整備及びその他補修」を三機工業株式会社 関西支社と契約した。

契約金額は、金92,925,000円で、契約形態は随意契約である。

本、物件契約書に添付の「平成21年度 4号炉排ガス施設点検整備及びその他補修仕様書」に記載の項目のうち、常にトラブルと補修をくり返している、空気

予熱器と減温塔の2項目を除くと、部品類の多くは機器メーカーからの購入品であり不当利得が生じている。また、随意契約をしなければならない理由は見当たらない。

2. 随意契約の違法について

地方自治法第234条1項は、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

同2項、前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

とある。この法律にもとづいて、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が、別表第5上欄掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。としている。(別表第5「都道府県及び指定都市 2,500,000円」であるが、奈良市の契約規則第17条の2は 130万円である。)

なお、同項2号は 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとする。と定めている。

この2号については、裁判所が具体的に解釈を示しているが、本物件修理契約の内容は全く該当しない。

3. 契約金額の不当について

1) 本修理事物の設計金額は 92,137,000円である。

これに対して三機工業株式会社(以下業者という)の見積金額は 88,500,000円で、設計金額の96パーセントと非常に高い割合である。

随意契約という競争原理が全く働かない状況下で本工事を不正に契約したものであることは明白である。

公取委の談合違反事例による不当利得の推計によると「平均して売上額の16.5パーセント程度、約9割の事件で売上額の8パーセント以上の不当利得が存在する。」としている。

この事例をもとにすると、契約金額 9292万5000円の8パーセントに相当する 743万4000円が不当利得となるが、本補修工事の契約金額は随意契約を締結した業者が提出した見積金額の100パーセントである。

とすると、奈良市が作成した設計金額は、随意契約を締結する業者の見積金額に意図的に4パーセントを上乗せして作成されたものであると推認できる。

2) 行政と業者の癒着と馴れ合いによって、設計金額が計上されたと判断できるものに部品費として計上している、バグフィルタ ろ布がある。業者の見積書に内訳の記載ないため単価は不明であるが、設計

金額の単価は7万6500円（8万5000円×90％）で計上している。数量448本であるから、ろ布の部品代として、3427万2000円を計上している。

しかし、同一寸法、同一材質のろ布は市販価格の単価で約4万円で購入できる。（電話による市場調査）数量448本であるから、部品費は1792万円が適正な金額である。

したがって、差額1635万2000円（直接補修費）と、これに係る共通仮設費、現場管理費、一般管理費の諸費用（24.5パーセント）400万6240円の計2035万8240円および消費税101万7912円の合計2137万6152円が不当利得または、不当利益供与となる。

その他、労務費に基準人工を記載しているが算出根拠が不明である。また、割増率の2.2の算出も全く根拠がない。社団法人全国都市清掃会議が発行している「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」によると、作業割増率は0.1～0.4と定めている。設計金額が業者の見積金額に迎合しているため、全般に高額に設定されていることは否めない事実であるが、調査は監査委員に委ねる。

4. 杜撰な検査と不透明な支出について

毎年このような巨額を投じて補修工事を施工しているが、性能に関する担保が皆無であり、年々焼却炉の性能が低下している現状は奈良市の怠慢であり、巨額な無駄遣いの典型である。（奈良市環境清美工場耐久劣化診断報告書 7頁）

また、巨額な補修工事にもかかわらず、支出命令書の基礎資料となる検査報告書が全く存在していない。にもかかわらず支出命令書が発行され、業者に対して満額の支払いが履行されていることは、明らかに奈良市工事検査規定第8条に違反している。行政と業者の癒着の根の深さを、いみじくも証明するものである。

5. 本物件修理契約書の無効について

1) 本物件修理契約書で「取引に係る消費税及び地方消費税の合計額442,500円」と記載しているが、税法に違反する契約を締結しており無効である。

2) 本物件修理契約書に添付の図面には、機器の補修箇所や補修範囲ならびに装置・機器の寸法が全く示されておらず、巨額な契約書の添付資料としては余りにもお粗末かつ、幼稚で公正を欠いており不自然である。事後検証が不可能な資料の添付は市民の知る権利を妨害するものである。

6. 結論

以上の計算から、随意契約による不当利得は9292万5000円から2137万6152円を差し引いた7154万8848円の8パーセントにあたる572万3907円とバグフィルタろ布の2137万6152円の合計額2710万0059円を市長は、奈良市が被った損害金として、業者に対し不当利得返還請求をするとともに、不当利得の供与に関与した職員に応分の責任を取らせる等の必要な措置を講ずるよう求める。

また、本契約の無効を求める。

5 監査対象事項

平成21年度に実施された4号炉排ガス施設点検整備及びその他補修（以下「本件整備」という。）において違法な契約の締結及び不当な公金の支出がなされたかどうか。

6 監査の結果

（事実関係）

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 市は、1号炉から4号炉までであるごみ焼却炉のダイオキシン削減対策として排ガス施設の設置工事を、三機工業株式会社関西支社（以下「施設設置業者」という。）の施工により、平成11年度から平成13年度までの3ヶ年継続事業で実施した。本件整備は、それらのうち、4号炉の排ガス施設の点検、整備及び補修である。

(2) 市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理計画を定め、ごみ排出量を予測するとともにごみ処理能力の現状を踏まえ、現有焼却施設の適正な運転管理の継続を図ることを明記している。この一般廃棄物処理計画の達成に向け、各4基のごみ焼却炉及び排ガス施設を順次定期的に点検、整備及び補修できるよう計画的に本件整備を実施した。

(3) 市は、施設設置業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約する理由を施行起案伺書に次のとおり記している。

「標記の件について、廃棄物処理法第6条第1項及び第2項に、市町村は自らの責任においてその区域内の一般廃棄物の処理について一定の計画を定め、生活環境の保全に支障が生じないように処理しなければならないとされています。

ごみ処理施設では、この処理計画を十分考慮し、年間の処理計画と炉の運転及び整備計画などを策定し、それに基づいて運営しなければなりません。

そこで一般廃棄物の処理においては、ごみ焼却施設は市民生活に直接影響するものであると同時に収集運搬部門・最終処分地あるいは他の施設等への影響が大きく、機器の故障・経年劣化による処理能力低下等により、処理計画の変更を余儀なくされることを防ぐための対応が重要であります。つまり炉点検整備及びその他補修は、それらに対応するための定期点検整備です。

定期点検整備は、運転中ではできない内部点検整備を、運転を休止して行い、機械設備の一部又は大部分の分解検査や各種測定を行い、摩耗や腐食の状態や機器の劣化傾向等を把握し、次の休止期間まで安定した運転が維持できるように点検整備や補修・部品交換を実施し、装置やシステムがその機能を発揮し稼働効率を最良状態に保つようするためのものであります。

また、定期点検整備の内容を考えた場合、各プラントメーカーごとに独自の設計により施工された焼却炉は、それぞれ構造が異なり、分解・各種測定・点検整備・補修・部品交換等独自の技術が必要で、他メーカーではそれらの内容が把握できない上、交換部品等は施工プラントメーカーの設計により製作されており、更に在庫等の問題で受注製作による物が多く、製作に数ヶ月を要する物もあり、定期点検整備の準備に数ヶ月を必要とし、それら条件を満たすことも必要とされます。

更に焼却炉の経年劣化における点検整備においては、複数年・継続的に劣化傾向を把握し、数年単位での点検整備を計画的に行っており、長期の点検整備を通常の各定期点検整備に組み込んだ本来の定期点検整備を実施していくためには、施工プラントメーカーでないと十分に対応できるものではありません。

今日の焼却施設では、単なる公衆衛生のためのごみの適正処理だけでなく、二次公害の防止に対応した施設の整備が行われています。これらの施設の機能は、機械・装置本体が正常に維持され、目的に応じて設けられた各設備がそれぞれの性能を発揮し、そしてこれらの設備全体が相互に連携し有効に働いてはじめて十分発揮されます。

そこでそうした機能を維持するため、排ガス施設点検整備及びその他補修を行ってよろしいか、またその補修にあたっては、本工場排ガス施設の施工プラントメーカーである三機工業株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約をしてよろしいか併せて伺います。」

(4) 焼却炉でゴミを焼却した際発生するガスからダイオキシンなどの大気汚染物質を分離・除去するろ過式集じん装置がバグフィルタであり、そのバグフィルタの中には、ろ布と呼ばれる円筒状に縫製された布が、448本あり、排ガスがろ布の表面を通過する際に、大気汚染物質を捕集する働きをする。

4基の排ガス施設は、既存のごみ焼却炉に大気汚染物質を削減するための排ガス施設を増設したものであるため、焼却施設の面積から大きな制約を受けている。その中でも特に大気汚染物質を削減する要であるバグフィルタ内のろ布が市独自の寸法となっている。

またバグフィルタの安定した性能を確保し大気汚染物質の濃度を基準値以下に抑えるためには、ろ布の縫製、表面加工を始め、バグフィルタ全体にわたり施設設置業者独自のノウハウに基づく総合的な管理が必要である。

(5) 基準人工については、市は、社団法人全国都市清掃会議の「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領（以下「要領」という。）」に基づくほか、これまで4基の排ガス施設で実施してきた点検、整備及び補修の実績により算出した。

(6) 割増率について、要領には「特殊施工においては、

公共工事設計労務単価に作業割増を加えることができる」とあり、作業割増適用の代表例を挙げるとともに、割増歩掛り算出法を次のように示している。

$$\text{割増労務単価} = \text{公共工事設計労務単価} \times (1 + \text{作業割増率})$$

「作業種別に応じた割増率を適用し、工事場所における作業種別が多種類にわたり該当する場合は、その該当する種別の割増率を加算する」

要領には「割増率は作業内容に応じて特に必要な場合には、適宜補正するものとする」とあり、要領の作業割増率に加えて、市のごみ焼却施設の実状を鑑み、「奈良市環境清美工場点検補修積算要領書」において独自の作業割増を設定した。

請求人が本件住民監査請求書の添付資料として提出した減温塔に係る割増率を例に取れば、市は上記数式の(1+作業割増率)を

$$1 + 0.2 (\text{悪環境}) + 0.1 (\text{暗所作業《市独自設定》}) + 0.4 (\text{複雑制約}) + 0.3 (\text{錯綜場所}) + 0.2 (\text{作業環境対策}) = 2.2$$

と算出した。

(7) 本件契約の見積書の見積金額(税抜)は「88,500,000円」、契約書の契約金額(税込)は「92,925,000円」であるが、契約書中「うち、取引に係る消費税及び地方消費税の合計額 4,425,000円」と記載すべきところ、「うち、取引に係る消費税及び地方消費税の合計額 442,500円」と記載していた。

(監査委員の判断)

請求人は、本件整備の契約を施設設置業者との随意契約としたことについて、法令が定める「随意契約によることができる場合」に該当しないと主張する。

これについて、平成18年度に奈良市環境清美工場3号炉のごみ焼却炉及び排ガス施設(本件整備は4号炉の排ガス施設)において実施された施設修理等の費用として市が支出した公金の返還を求めた住民訴訟において、大阪高等裁判所が、「ごみ焼却施設の点検修理・補修という修理契約の目的からすれば、焼却炉の本体工事ないし基本工事を施工した業者である補助参加人らが修理等を自ら行う方が、当該ごみ焼却炉の構造・性能に応じた適正迅速な修理等を期待でき、稼働停止期間を短くできると考えられること、ごみ焼却炉の稼働停止はごみ焼却量の減少につながり、これが長期化することは市に期待されるごみ処理の機能を大きく阻害するものであり、したがって、短期間で効率的な修理等を行わせるのが市の現有焼却施設の適正な運転管理という目的に資すること、などの事情が認められる。これらの事情を総合すると、本件修理契約の締結に当たっては、その契約の相手方の選定は、その修理代金の多寡という経済的競争原理のみによって行われることは適当ではなく、焼却炉の本体工事を施工した業者である補助参加人らに修理等を依頼することには合理的な理由があるというべきである。

そうすると、本件修理契約について、市が補助参加人らと随意契約を締結したことは、地方自治法234条2項により随意契約によることができる場合とされた、同法施行令167条の2第1項2号の要件を満たすものというべきであり、違法な行為であるということとはできない」(大阪高等裁判所 平成21年(行コ)第30号 平成21年10月9日判決)との判断を示している。

本件整備の契約方法については、事実関係(3)に示す「市町村は自らの責任においてその区域内の一般廃棄物の処理について一定の計画を定め、生活環境の保全に支障が生じないように処理しなければならない」、「一般廃棄物の処理においては、ごみ焼却施設は市民生活に直接影響するものであると同時に収集運搬部門・最終処分地あるいは他の施設等への影響が大きく、機器の故障・経年劣化による処理能力低下等により、処理計画の変更を余儀なくされることを防ぐための対応が重要」、「各プラントメーカーごとに独自の設計により施工された焼却炉は、それぞれ構造が異なり、分解・各種測定・点検整備・補修・部品交換等独自の技術が必要で、他メーカーではそれらの内容が把握できない上、交換部品等は施工プラントメーカーの設計により製作されている」ということが、上記高等裁判所の「施工した業者である補助参加人らが修理等を自ら行う方が、当該ごみ焼却炉の構造・性能に応じた適正迅速な修理等を期待でき、稼働停止期間を短くできると考えられること、ごみ焼却炉の稼働停止はごみ焼却量の減少につながる」との判断と、同様の主旨であると思料する。このことから、本件整備を施設設置業者と随意契約したことは、違法性は無い。

次に、請求人は本件整備の予定価格の設計書において、バグフィルタに用いる部材であるろ布の単価が高額に過ぎ、基準人工や割増率の根拠が不明であるとも主張する。

ろ布の単価については、焼却炉の排ガスに含まれる大気汚染物質を削減するという本件施設の性質上、事実関係(4)に示す本件施設の特徴や装置の総合的な管理の必要性を考慮すれば、必ずしも価格を優先することではなく、施設設置業者が責任を持って本件整備を行い、本件施設の性能を確実に維持するために要する部材を選定することが適正な運転管理に必要なものであると思料する。

基準人工については、事実関係(5)に示す方法に基づいて、割増率については、事実関係(6)に示す方法に基づいて、適正に算出されている。

次に、検査報告書が存在しておらず奈良市工事検査規程に違反するとの主張であるが、本件整備は修繕であり、新築・増築・移改築などのように施設そのものの位置や形状の変更を伴う工事ではないため、同規程の適用を受けない。

また、請求人は契約書に記載した「取引に係る消費税及び地方消費税の合計額(以下「消費税額」という。)」に誤りがあることから本件整備の契約が無効であることを主張している。事実関係(7)に示すように、確かに消費税額の記載に1桁の誤りがあることは明白である。こ

のような誤りは注意力に欠けるものであると言わねばならない。しかしながら、見積書及び契約書を照合すれば自ずとあるべき消費税額が求められ、その誤りが公序良俗に反するとまでは言えず、現在この点について契約当事者間に疑義が生じていない以上、これをもって本件契約が無効であるとは言えない。

よって、本件請求には理由が無いと認めた。

(平成23年1月27日揭示済)

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年1月31日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 高杉 美根子
同 松石 聖一

環境清美工場

監査結果公表日 平成22年3月25日(奈良市監査委員告示第6号)

措置結果通知日 平成23年1月19日

【監査の結果】	【措置の内容】
(3) 粗大ごみ処理施設及びストックヤードプレハブリース継続において、リース料を全額前払いしていた。 この前払いは、地方自治法施行令第163条第1号から第8号までのいずれの号にも該当しないので、支払方法を改められたい。	(3) 粗大ごみ処理施設及びストックヤードプレハブリース料の支払い方法につきましては、平成22年度契約より全額前払いをやめ、使用後分割払いとしました。

(平成23年1月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第3号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年1月17日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

- 1 入札に付する事項
舗装、市内朱雀二丁目地内ほか10件(工事の種別、工

事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年1月20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年1月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成23年1月17日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第2号

平成23年奈良市農業委員会1月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

平成23年1月18日

奈良市農業委員長 大西 崇夫

1 日時

平成23年1月28日(金) 午後2時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 報告

- (1) 平成22年奈良市農業委員会事業報告について

4 議案

- (1) 平成23年度奈良市農業委員会事業計画(案)について
- (2) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について

(平成23年1月18日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。